

令和5年度福島県喀痰吸引等研修（第三号研修） （特定の者対象）実施要領

1 研修の目的

平成24年度より改正された社会福祉士及び介護福祉士法に基づいてたんの吸引及び経管栄養を実施することができる介護職員等を養成することを目的とする。

2 実施主体 福島県

3 研修名 令和5年度福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象）

4 研修対象者

(1)「基本研修及び実地研修」

ア 介護福祉士、指定障害福祉サービス事業所・障害者（児）施設等で業務に従事している介護職員、保育士等であって、特定の者（特定の個人）に対して、たんの吸引・経管栄養を行う必要のある者（以下、「介護職員等」という。）

ただし、以下の者を除く。

医療機関・介護療養病床・重症心身障害児施設に勤務する職員、「不特定多数（すべての方）」に対して、たんの吸引・経管栄養の行為を行うことを希望する介護職員等（「不特定多数」対象の研修を受講する者を含む。）

イ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）の所持者であって、認定証に記載されていない利用者もしくは行為を新たに実施する場合

(2)「実地研修」のみ申し込む場合

上記(1)アの者であって「福島県介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修（特定の者対象）」の修了者又は基本研修合格者

5 受講要件

以下に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1)利用者本人（もしくは、その家族）から、実地研修の協力について同意を得られること。
- (2)実地研修及び今後たん吸引等を介護職員等が実施することに対し、医師から指示があること。
- (3)実地研修における指導職員（医師、看護師等）を確保できること。なお、指導職員に対し、あらかじめマニュアルやDVD等による指導職員養成研修（自主学習）について了解を得ること。
- (4)実地研修に際しては、事業所として安全性を確保し、体制を整備すること。
※詳しい内容は、「福島県喀痰吸引等事業者等登録申請等実施要綱」を参照すること。

6 研修期間及び研修会場

(1)基本研修

別紙1のとおり

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の状況により、日程等の変更が生じる場合がありますので御承知ください。

(2)実地研修

ア 日時 利用者、主治医及び指導看護師等との調整のもと随時実施し、2月末日までに修了する見込みであること。

イ 場所 利用者がある居宅もしくは、通所・入所施設等

7 研修内容

(1)カリキュラム

別表1の基本研修(講義・演習)及び別表2の実地研修のとおり

(2)評価

ア 基本研修

(ア) 講義

講義の修得状況の確認は、筆記試験によって行う。

(イ) 演習

評価票の全ての項目について指導看護師等が、「手順どおりに実施できる」と認めた場合に、演習の修了を認める。

イ 実地研修

実地研修は、基本研修の講義部分について知識が修得され、筆記試験により確認された者であって、演習について評価基準を満たした介護職員等に対して、指導看護師等の指導の下、介護職員等に所定の実習を実施する。

(3)修了証明書の交付等

全課程を修了した介護職員等に対し、修了証明書を交付するものとする。

8 受講の申し込み等

(1)提出書類

ア 「受講申込書」(受講希望する職員1名に対し利用者1名を1枚ずつ)

イ 「実地研修における確認票」(事業所ごとに1枚)

ウ 上記4(2)を申し込む場合、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・特定の者対象)」の写し又は「福島県介護職員等によるたばこ吸引等の実施のための研修(特定の者対象)基本研修」の合格通知書(写し)

(2)提出先(郵送のみ)

提出先 〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県障がい福祉課 在宅福祉 主事 八島 あて

※1 封筒に「たばこ吸引研修申込書」と記入すること。

※2 A4用紙が入る封筒に140円切手を添付した返信用同封すること。(事業所の住所を記入。)

※3 事業所で複数人申し込む場合には、事業所ごとにまとめること。

(3)申込み期日

ア 基本研修+実地研修の者 令和5年11月17日(金)必着

イ 実地研修のみの者 令和6年1月31日(水)必着

ただし、実地研修が令和6年2月29日(木)までに修了できる者に限る。

(4)受講決定

申し込み多数の場合には、各事業所等の状況を勘案し、決定する。

決定後、障がい福祉課から通知する。

(5)研修費用

ア 受講経費は無料とする。

イ テキストは、各自以下の書籍を購入し、研修会場に持参すること。

「第三号研修(特定の者対象)のための喀痰吸引等研修テキスト」

中央法規出版 定価 本体2,800円(税別)

ウ 交通費等は受講者(事業所)負担とする。

エ 実地研修時に必要となる損害保険料及びかかりつけ医から指導者に対する指示書については受講者(事業所)負担とする。

別表1 基本研修カリキュラム

	日時	科目	中項目	時間数
1 日 目	10:00～12:00	重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活等 	2.0
	13:00～16:20	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点等 	3.0
2 日 目	9:00～12:20	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・食と排泄(消化)について ・経管栄養概説 ・胃ろう(腸ろう)と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 	3.0
	13:20～14:50	喀痰吸引等に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引(口腔内) ・喀痰吸引(鼻腔内) ・喀痰吸引(気管カニューレ内部) ・経管栄養(胃ろう・腸ろう) ・経管栄養(経鼻) 	1.5
	15:30～16:00	筆記試験		

別表2 実地研修カリキュラム

ケアの種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引	指導看護師等による評価(所定の判断基準)により、問題ないと判断されるまで実施。 ※評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	